

## 京都市における大気, 水質等環境調査結果（平成27年度）について

1	大気に係る環境調査結果について	1
	(1) 微小粒子状物質等に係る常時監視結果	1
	(2) 有害大気汚染物質モニタリング調査結果	5
2	水質に係る環境調査結果について	7
	(1) 河川水質常時監視結果	7
	(2) 河川上流域の水質調査結果	12
	(3) 河川水質の環境ホルモン調査結果	13
	(4) 地下水質常時監視結果	14
	(5) ゴルフ場使用農薬に係る水質調査結果	16
3	ダイオキシン類に係る環境調査結果について	18
	(1) ダイオキシン類に係る一般環境調査結果	18
	(2) ダイオキシン類に係る上水道調査結果	22
	(3) ダイオキシン類発生源に係る調査結果	22
4	自動車騒音に係る調査結果について	29

# 1 大気に係る環境調査結果について

本市では、大気汚染防止法第22条に基づき、微小粒子状物質等の物質について、大気汚染状況の常時監視を行っている。また、同法に基づき、有害大気汚染物質のうち、優先取組物質について、ベンゼン等の21物質を対象に4地点でモニタリング調査を行っている。

## (1) 微小粒子状物質等に係る常時監視結果

本市では、市内に一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）9局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）5局を設置し、大気汚染に係る環境基準が定められている、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）について、大気汚染常時監視を行っている。

平成27年度の測定結果は表1-1、図1-1及び図1-2のとおりであり、各調査項目の環境基準及び京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）の達成状況は次のとおりである。

### ア 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

一般局4局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

### イ 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

一般局9局及び自排局5局で測定を行った結果、環境基準については、一般局及び自排局の全局で基準を達成していた。市保全基準（当分の間の基準）については、一般局では全局で、自排局では4局で基準を達成していた。

### ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

一般局7局及び自排局5局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

### エ 一酸化炭素（CO）

自排局3局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

### オ 光化学オキシダント（Ox）

一般局9局で測定を行った結果、全局で環境基準及び市保全基準を達成していなかった。

### カ 微小粒子状物質（PM2.5）

一般局6局及び自排局5局で測定を行った結果、一般局では全局で、自排局では4局で環境基準及び市保全基準を達成していた。

なお、微小粒子状物質（PM2.5）は、「1年平均値15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」及び「1日平均値（98%値）35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下」の2つの基準を達成した場合に、環境基準及び市保全基準を達成したとされ、基準別にみると、1年平均値では全局で、1日平均値（98%値）では一般局全局及び自排局4局で基準を達成していた。

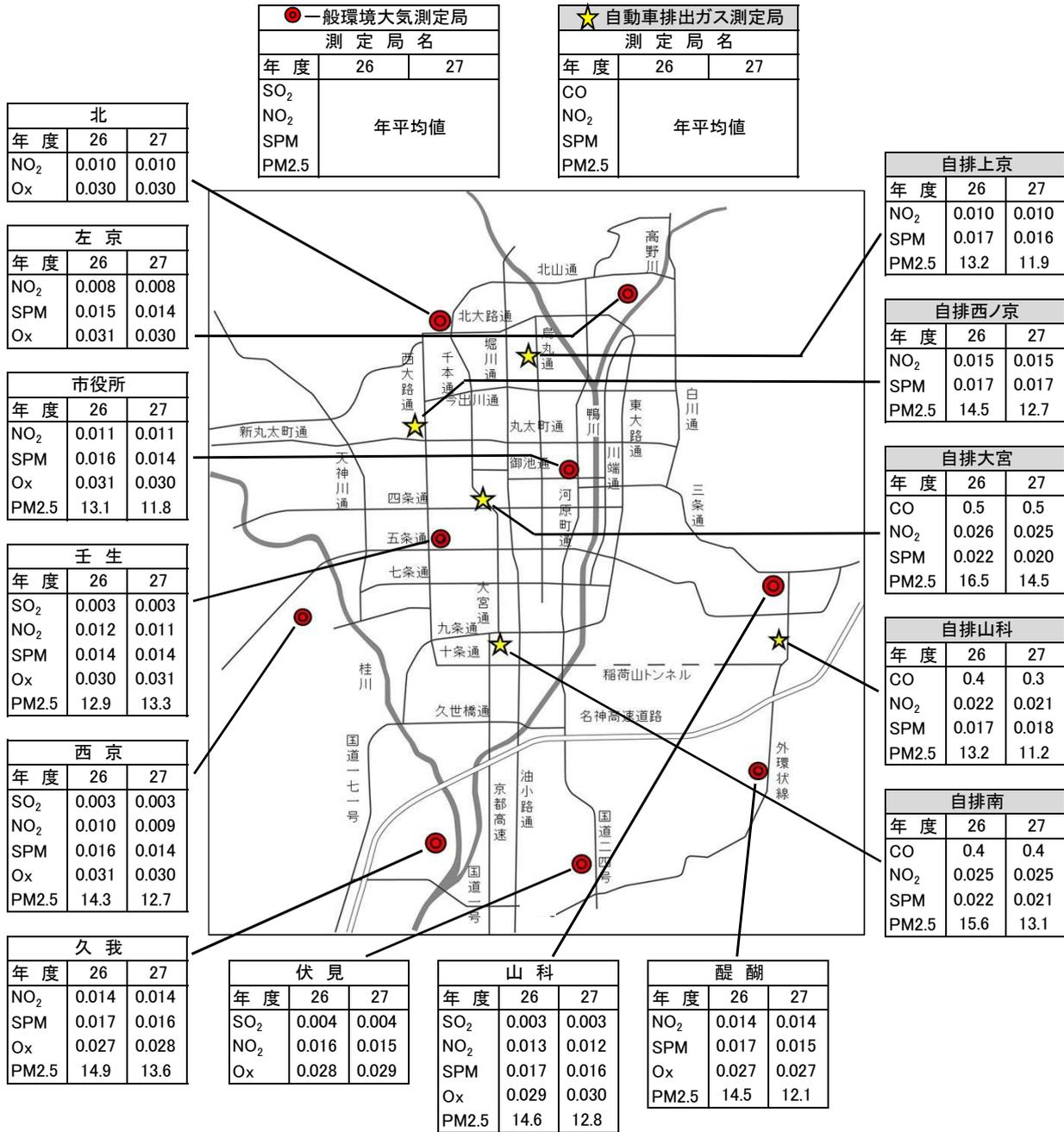
表1-1 微小粒子状物質等の環境基準等達成状況(平成27年度)

種別	測定局名	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )			二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )			浮遊粒子状物質 (SPM)		一酸化炭素 (CO)			光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )		微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )		
		1日 平均値	達成 状況		1日 平均値	達成 状況		1日 平均値	達 成 状 況	1日 平均値	達成 状況		1時間 値の最 高値	達 成 状 況	1年 平均値	1日 平均値	達 成 状 況
		ppm	環 境 基 準	市 保 全 基 準	ppm	環 境 基 準	当 分 の 間 の 市 保 全 基 準	mg/m <sup>3</sup>		ppm	環 境 基 準	市 保 全 基 準	ppm		μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	
一般局	市役所	—			0.023	○	○	0.040	○	—			0.120	×	11.8	30.8	○
	壬生	0.006	○	○	0.024	○	○	0.037	○	—			0.124	×	13.3	33.2	○
	伏見	0.007	○	○	0.035	○	○	—		—			0.123	×	—		
	山科	0.006	○	○	0.026	○	○	0.045	○	—			0.120	×	12.8	33.7	○
	左京	—			0.019	○	○	0.037	○	—			0.118	×	—		
	西京	0.006	○	○	0.022	○	○	0.039	○	—			0.126	×	12.7	33.2	○
	久我	—			0.030	○	○	0.038	○	—			0.127	×	13.6	33.3	○
	北	—			0.021	○	○	—		—			0.111	×	—		
	醍醐	—			0.030	○	○	0.042	○	—			0.124	×	12.1	32.5	○
自排局	南	—			0.041	○	×	0.048	○	0.7	○	○	—		13.1	34.3	○
	大宮	—			0.036	○	○	0.043	○	0.7	○	○	—		14.5	35.8	×
	山科	—			0.040	○	○	0.043	○	0.6	○	○	—		11.2	30.6	○
	上京	—			0.022	○	○	0.042	○	—			—		11.9	32.2	○
	西ノ京	—			0.027	○	○	0.039	○	—			—		12.7	32.4	○
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること		1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		1年平均値15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1日平均値35μg/m <sup>3</sup> 以下であること			
市保全基準	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること			(当分の間の基準) 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること			環境基準と同じ		1時間値の1日平均値が5ppm以下であること			環境基準と同じ		環境基準と同じ			

注1 表中の「環境基準」とは国の環境基準、「市保全基準」とは京都市環境保全基準のことである。  
注2 表中の一印は、測定を実施していないことを示す。  
注3 測定結果欄の1日平均値は、各項目における環境基準等達成評価の指標となる値(1日平均値の年間98%値又は年間2%除外値)を表記している。  
注4 達成状況欄の○は達成、×は非達成を示す。  
注5 SO<sub>2</sub>、SPM、COは、環境基準を超える日が2日以上連続した場合にも非達成と評価する。  
注6 SO<sub>2</sub>、SPMの1時間値の基準及びCOの1時間値の8時間平均値の基準は、全測定局で達成している。  
注7 NO<sub>2</sub>の市保全基準は、1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であるが、当分の間の基準は0.04ppm以下である。

図 1 - 1 微小粒子状物質等の年平均値

(単位) SO<sub>2</sub>, NO<sub>2</sub>, CO, Ox:ppm SPM:mg/m<sup>3</sup> PM2.5:μg/m<sup>3</sup>

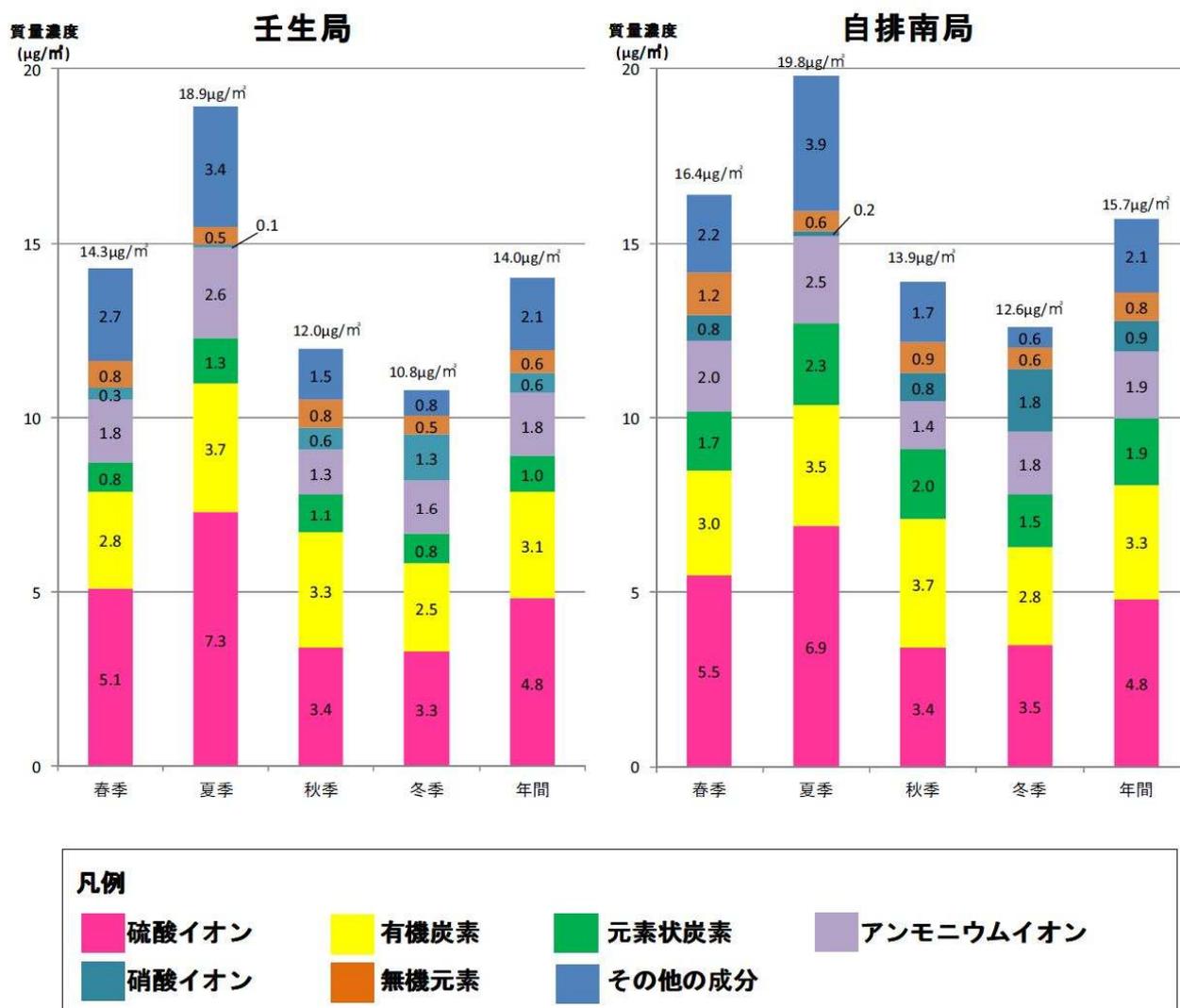


(参考) 一般局及び自排局の年平均値

測定項目 (単位)	測定局種別	年平均値	
		26年度	27年度
SO <sub>2</sub> 二酸化硫黄 (ppm)	一般局 ( 4 )	0.003	0.003
NO <sub>2</sub> 二酸化窒素 (ppm)	一般局 ( 9 )	0.012	0.012
	自排局 ( 5 )	0.020	0.019
SPM 浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	一般局 ( 7 )	0.016	0.015
	自排局 ( 5 )	0.019	0.018
CO 一酸化炭素 (ppm)	自排局 ( 3 )	0.4	0.4
Ox 光化学オキシダント (ppm)	一般局 ( 9 )	0.029	0.029
PM2.5 微小粒子状物質 (μg/m <sup>3</sup> )	一般局 ( 6 )	14.1	12.7
	自排局 ( 5 )	14.6	12.7

注 測定局種別欄の ( ) 内は平成27年度における測定局数を示す。

図 1 - 2 壬生局及び自排南局における PM2.5 の総質量濃度と各成分濃度（平成 27 年度）



壬生局（一般局）及び自排南局（自排局）において、季節ごとに2週間、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を実施した。

微小粒子状物質（PM2.5）の主な成分は、硫酸イオン、有機炭素、元素状炭素、アンモニウムイオン及び硝酸イオンであり、その中でも、硫酸イオン及び有機炭素の割合が、年間を通じて全体の約半分を占めている。

測定局間を比較した場合、自排南局では、壬生局よりも元素状炭素の濃度が高い傾向にあった。この要因は、自排南局が国道1号線沿いに位置しているため、自動車の排出ガスに含まれる元素状炭素の影響を強く受けたためと推定している。

また、季節変動を比較した場合、夏季には総質量濃度が高くなり、冬季には硝酸イオンの濃度が上昇している。硝酸イオンの濃度上昇は、硝酸イオンが気温の低下により粒子化しやすくなることが原因と推定している。

## (2) 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

本市では、全国標準監視地点として一般環境調査1地点(市役所)、地域特設監視地点として固定発生源周辺調査1地点(生活環境美化センター)及び沿道調査2地点(自排大宮局、自排山科局)の計4地点において、有害大気汚染物質モニタリング調査を行っている。本調査は、有害大気汚染物質のうち優先取組物質21物質を対象としており、一般環境調査で21物質、固定発生源周辺調査で11物質、沿道調査1で6物質、沿道調査2で5物質を測定している。

平成27年度の調査結果は、表1-2のとおり、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、調査を行った全地点で基準を達成しており、指針値が設定されている9物質については、全ての調査地点で指針値以下の値であった。

表 1-2 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（平成 27 年度）

物質名	地点区分及び属性				環境基準	単位																						
	全国標準監視地点	地域特設監視地点																										
	一般環境 (市役所)	固定発生源周辺 (生活環境美化センター)	沿道 1 (自排大宮局)	沿道 2 (自排山科局)																								
揮発性有機化合物等 優先取組物質	ベンゼン	0.89 0.55 ~ 1.2	1.1 0.66 ~ 1.5	1.4 1.1 ~ 1.7	1.3 0.81 ~ 1.7	3																						
	トリクロロエチレン	0.36 0.035 ~ 0.86	3.0 <sup>※1</sup> 0.18 ~ 6.2	/	/	200																						
	テトラクロロエチレン	0.41 0.060 ~ 0.97	1.3 <sup>※1</sup> 0.22 ~ 3.7			200																						
	ジクロロメタン	1.3 0.45 ~ 2.1	2.1 0.69 ~ 3.2			150																						
	アクリロニトリル	0.0090 0.0011 ~ 0.028	0.016 0.0011 ~ 0.043			2 <sup>※2</sup>																						
	塩化ビニルモノマー	0.012 0.00055 ~ 0.020	0.015 0.00055 ~ 0.030			10 <sup>※2</sup>																						
	アセトアルデヒド	2.4 0.90 ~ 3.4	/			3.8 1.3 ~ 16	2.4 0.96 ~ 3.7	/	μg/m <sup>3</sup>																			
	クロロホルム	0.31 0.14 ~ 0.40				0.35 0.22 ~ 0.45	18 <sup>※2</sup>																					
	酸化エチレン	0.083 0.039 ~ 0.16				/	/			/	/																	
	1,2-ジクロロエタン	0.12 0.055 ~ 0.25										0.14 0.056 ~ 0.29	1.6 <sup>※2</sup>															
	1,3-ブタジエン	0.092 0.032 ~ 0.13										0.13 0.051 ~ 0.21	0.25 0.17 ~ 0.28	0.20 0.084 ~ 0.28	2.5 <sup>※2</sup>													
	ホルムアルデヒド	4.5 1.1 ~ 9.8										/	5.3 2.2 ~ 9.6	4.8 1.7 ~ 10	/													
	トルエン	7.5 2.3 ~ 15											15 <sup>※1</sup> 4.9 ~ 36	11 5.0 ~ 21		9.4 3.0 ~ 15	/											
	塩化メチル	1.6 1.4 ~ 1.8											3.8 <sup>※1</sup> 1.7 ~ 14	/		/		/										
	ベンゾ [a] ピレン	0.061 0.036 ~ 0.16											/						0.14 0.040 ~ 0.27	/	/							
	金属類	水銀及びその化合物																	2.0 1.5 ~ 2.5			/	/	/	40 <sup>※2</sup>			
		ニッケル化合物																	3.3 0.36 ~ 6.4						25 <sup>※2</sup>			
		ヒ素及びその化合物																	1.0 0.14 ~ 3.0						6 <sup>※2</sup>			
バリウム及びその化合物		0.011 0.0010 ~ 0.046																	/						/	/	/	
マンガン及びその化合物		14 2.8 ~ 39		140 <sup>※2</sup>																								
クロム及びその化合物		2.4 0.35 ~ 7.5		/	/																							/

注 1 地点区分による分類  
測定地点の選定に当たって、測定の目的に応じて以下の 2 つに区分される。  
・全国標準監視地点  
全国的な視点を踏まえ、測定可能な全ての優先取組物質の大気環境の全般的な状況とその経年変化の把握を目的に選定される測定地点  
・地域特設監視地点  
全国標準監視地点以外の地点であって、地域の実情に応じた目的で選定される測定地点

注 2 属性による分類  
測定地点の周辺状況を把握するために、以下の 3 つに区分される。  
・一般環境地域  
固定発生源や自動車による直接的な影響が及びにくい地点  
・固定発生源周辺地域  
固定発生源からの直接的な影響の程度を把握する地点  
・沿道  
自動車からの直接的な影響の程度を把握する地点

注 3 表中の数値は「年平均値（最小値～最大値）」であり、環境基準は年平均値で評価する。  
注 4 表中の※ 1 で示す物質の測定値は、固定発生源の排出量が少ないため、一般環境を測定したものである。  
注 5 表中の※ 2 は、環境基準ではなく指針値であることを示している。  
注 6 μg（マイクログラム）とは 100 万分の 1 グラムである。  
注 7 ng（ナノグラム）とは 10 億分の 1 グラムである。  
注 8 測定値が検出下限値未満のものは、検出下限値の 1/2 を測定結果としている。

## 2 水質に係る環境調査結果について

本市では、水質汚濁防止法第15条に基づき、河川及び地下水の水質汚濁状況の常時監視を行っている。また、生活排水による影響を把握するため、公共下水道が整備されていない河川上流域における水質調査、環境ホルモン調査及びゴルフ場で使用される農薬の河川への流出実態調査も行っている。

### (1) 河川水質常時監視結果

水質汚濁に係る環境基準及び市保全基準が定められている、生活環境の保全に関する項目（以下「生活環境項目」という。）及び人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）について、水質常時監視（一部は、国土交通省が実施。）を行っており、環境基準等の達成状況は次のとおりである。

#### ア 生活環境の保全に関する項目

平成27年度は、22河川42地点でpH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）等11項目について調査を行った。

水質汚濁の代表的な指標であるBODについては、環境基準の水域類型<sup>※</sup>が当てはめられている13水域26地点の全地点で基準を達成し、また、市保全基準の水域類型が当てはめられている25水域37地点の全地点で基準を達成していた（表2-1、表2-3及び図2-1）。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の項目である全亜鉛、ノニルフェノール並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）については、環境基準の水域類型が当てはめられている2河川（桂川及び宇治川）4水域8地点の全地点で基準を達成し、また、市保全基準の水域類型が当てはめられている4河川（鴨川、高野川、桂川及び宇治川）11水域18地点の全地点で基準を達成していた（表2-2）。

※ 水域類型について（表2-4及び表2-5）

河川における生活環境に係る水質基準は、各河川の水域に「A」、「B」等の「類型」を指定することによって基準が適用される。

#### イ 人の健康の保護に関する項目

平成27年度は、20河川38地点で、カドミウム、全シアン等26項目について調査を行い、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた。

表 2-1 水域類型別 BOD の環境基準及び市保全基準の達成状況

類型*		水域数**	達成水域数 (達成率(%))	測定 地点数	達成地点数 (達成率(%))
環境基準	AA	2	2 (100)	2	2 (100)
	A	11	11 (100)	22	22 (100)
	B	***[ 1 ]	***[ 1 ( - ) ]	2	2 (100)
	C	0	0 ( - )	0	0 ( - )
	計	13	13 (100)	26	26 (100)
市保全基準	AA	3	3 (100)	3	3 (100)
	A	20	20 (100)	32	32 (100)
	B	0	0 ( - )	0	0 ( - )
	C	2	2 (100)	2	2 (100)
	計	25	25 (100)	37	37 (100)

\* 環境基準又は市保全基準により定められた水域類型であり、類型 AA に最も厳しい基準値が適用され、続いて A, B, C の順となる。

\*\* 環境基準又は市保全基準の水域類型が当てはめられている水域の数

\*\*\* 水域の環境基準の達成状況を把握する環境基準点が市内になく、環境基準補助測定点において、水域全体の評価を行っている水域数及び達成水域数を [ ] で表している。

<参考> BOD とは、水中の有機物が微生物により酸化分解されるときに消費される酸素の量であり、この値が小さいほど有機物による汚濁は少ない。

表 2-2 全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS の環境基準及び市保全基準の達成状況

類型*	水域数**	達成水域数 (達成率(%))			測定 地点数	達成地点数 (達成率(%))			
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	
環境基準	生物 A	1	1 (100)	1 (100)	1 (100)	1	1 (100)	1 (100)	1 (100)
	生物特 A	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	生物 B	3	3 (100)	3 (100)	3 (100)	7	7 (100)	7 (100)	7 (100)
	生物特 B	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	計	4	4 (100)	4 (100)	4 (100)	8	8 (100)	8 (100)	8 (100)
市保全基準	生物 A	2	2 (100)	2 (100)	2 (100)	2	2 (100)	2 (100)	2 (100)
	生物特 A	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	生物 B	9	9 (100)	9 (100)	9 (100)	16	16 (100)	16 (100)	16 (100)
	生物特 B	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	計	11	11 (100)	11 (100)	11 (100)	18	18 (100)	18 (100)	18 (100)

\* 生物 A : イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域  
生物特 A : 生物 A の水域のうち, 生物 A に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

生物 B : コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物特 B : 生物 A 又は生物 B の水域のうち, 生物 B に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

\*\* 環境基準又は市保全基準の水域類型が当てはめられている水域の数

表 2-3 環境基準及び市保全基準の達成状況 (BOD)

河川名	地点名	75%水質値		環境基準達成状況					市保全基準達成状況			
		26年度 (mg/L)	27年度 (mg/L)	類型	基準点	基準 (mg/L)	26年度	27年度	類型	基準 (mg/L)	26年度	27年度
1 鴨川	1 高橋	<0.5	<0.5	A	○	2以下	○	○	AA	1以下	○	○
	2 北大路橋	0.6	0.8	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	3 出町橋	0.5	0.7	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	4 三条大橋	0.7	0.8	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	5 勸進橋	0.9	1.1	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	6 鳥羽大橋	1.0	0.6	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	7 京川橋	0.9	1.0	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
2 白川	8 下河原橋	0.7	0.9	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
3 西高瀬川	9 天神橋	1.8	1.5	-	-	-	-	-	C	5以下	○	○
4 高野川	10 三宅橋	<0.5	<0.5	AA	◎	1以下	○	○	AA	1以下	○	○
	11 高野橋	<0.5	0.5	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	12 河合橋	0.7	0.6	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
5 岩倉川	13 千石橋	0.7	0.6	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
6 桂川	14 八千代橋	<0.5	<0.5	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	15 渡月橋	0.7	0.6	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	16 西大橋	0.8	0.8	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	17 久世橋	0.8	0.8	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	18 羽束師橋	1.1	1.2	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	19 宮前橋	1.1	1.0	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
7 弓削川	20 寺田橋	<0.5	<0.5	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
8 新川	21 上久世橋	0.9	0.7	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
9 西羽束師川	22 自動車試験場横	0.8	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10 有栖川	23 梅津新橋	1.2	1.0	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
11 天神川	24 原谷川合流点	<0.5	<0.5	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	25 二条裏橋	0.5	<0.5	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	26 西京極橋	0.8	0.6	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
12 御室川	27 三宝寺川合流点	0.5	<0.5	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
	28 太子道橋	0.9	0.6	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
13 清滝川	29 落合橋	<0.5	<0.5	AA	◎	1以下	○	○	AA	1以下	○	○
14 小畑川	30 中山橋	0.6	<0.5	A	○	2以下	○	○	A	2以下	○	○
	31 京都市長岡京市境界点	1.2	0.6	A	◎	2以下	○	○	A	2以下	○	○
15 宇治川	32 観月橋	0.9	0.8	B	○	3以下	○	○	A	2以下	○	○
	33 宇治川大橋	0.9	0.9	B	○	3以下	○	○	A	2以下	○	○
16 旧安祥寺川	34 金ヶ崎橋	1.4	0.7	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
17 山科川	35 新金ヶ崎橋	<0.5	<0.5	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
	36 中野橋	3.3	2.3	-	-	-	-	-	C	5以下	○	○
18 七瀬川	37 仙石橋	2.2	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 東高瀬川	38 新竹田出橋	<0.5	<0.5	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
	39 三栖橋	1.0	0.9	-	-	-	-	-	A	2以下	○	○
20 久多川	40 川合橋	<0.5	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 芦火谷川	41 京都府滋賀県境界点	<0.5	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22 百井川	42 大見川合流点	<0.5	<0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 測定点については、◎は環境基準点を、○は環境基準補助測定点を表している。

基準達成状況については、○は達成、×は非達成を表し、-は水域類型が当てはめられていないことを表している。

の地点については、国土交通省近畿地方整備局が測定している。

表 2 - 4 生活環境に係る類型指定

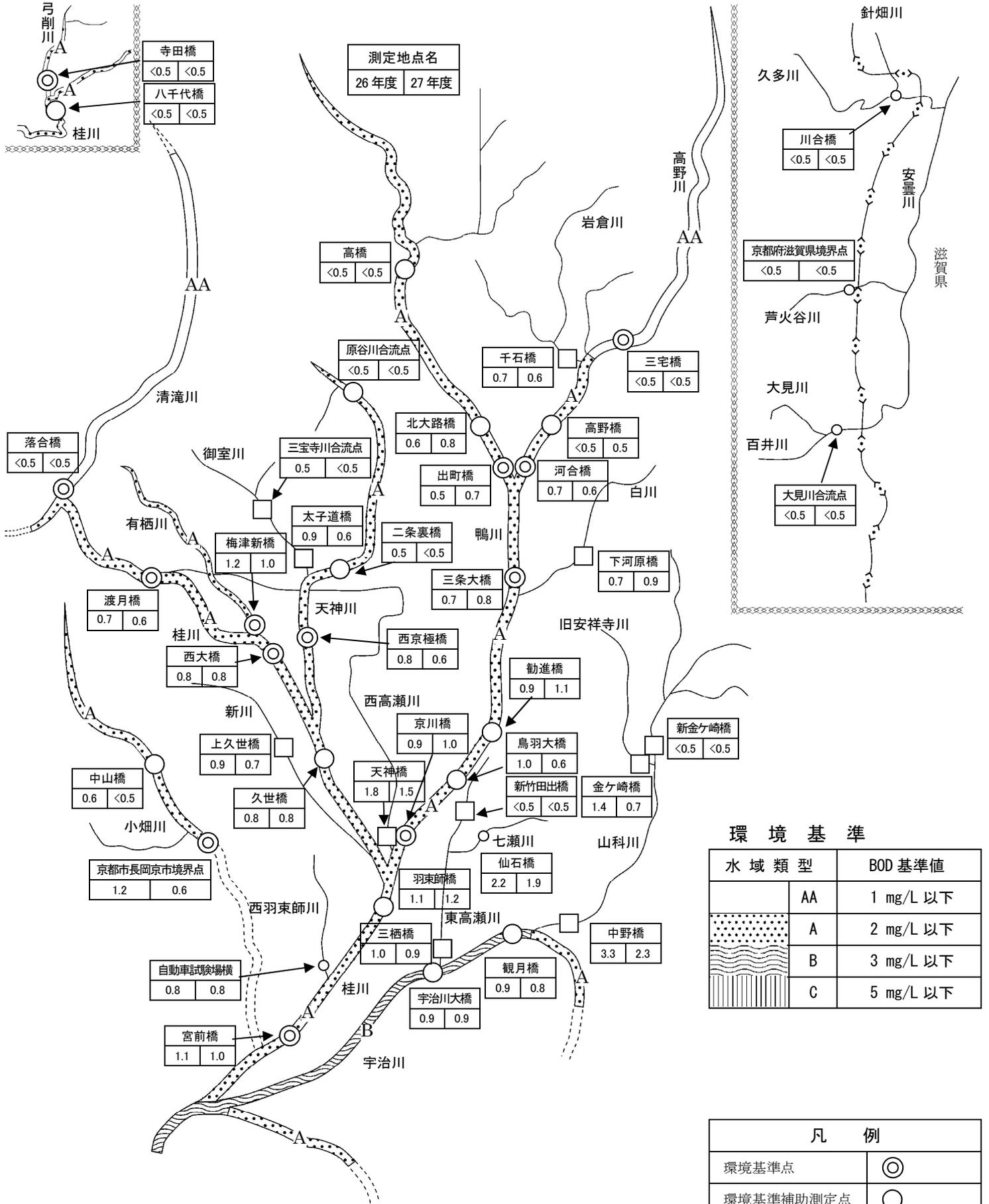
項目 類型	基 準 値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN /100 mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN /100 mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN /100 mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	
E	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	

表 2 - 5 水生生物の保全に係る類型指定

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

図2-1 BODの75%水質値

(平成26年度, 平成27年度 単位: mg/L)



## (2) 河川上流域の水質調査結果

生活排水が河川水質に影響すると考えられる河川の上流域について、9河川10地点で年2回、水質調査を行っている。

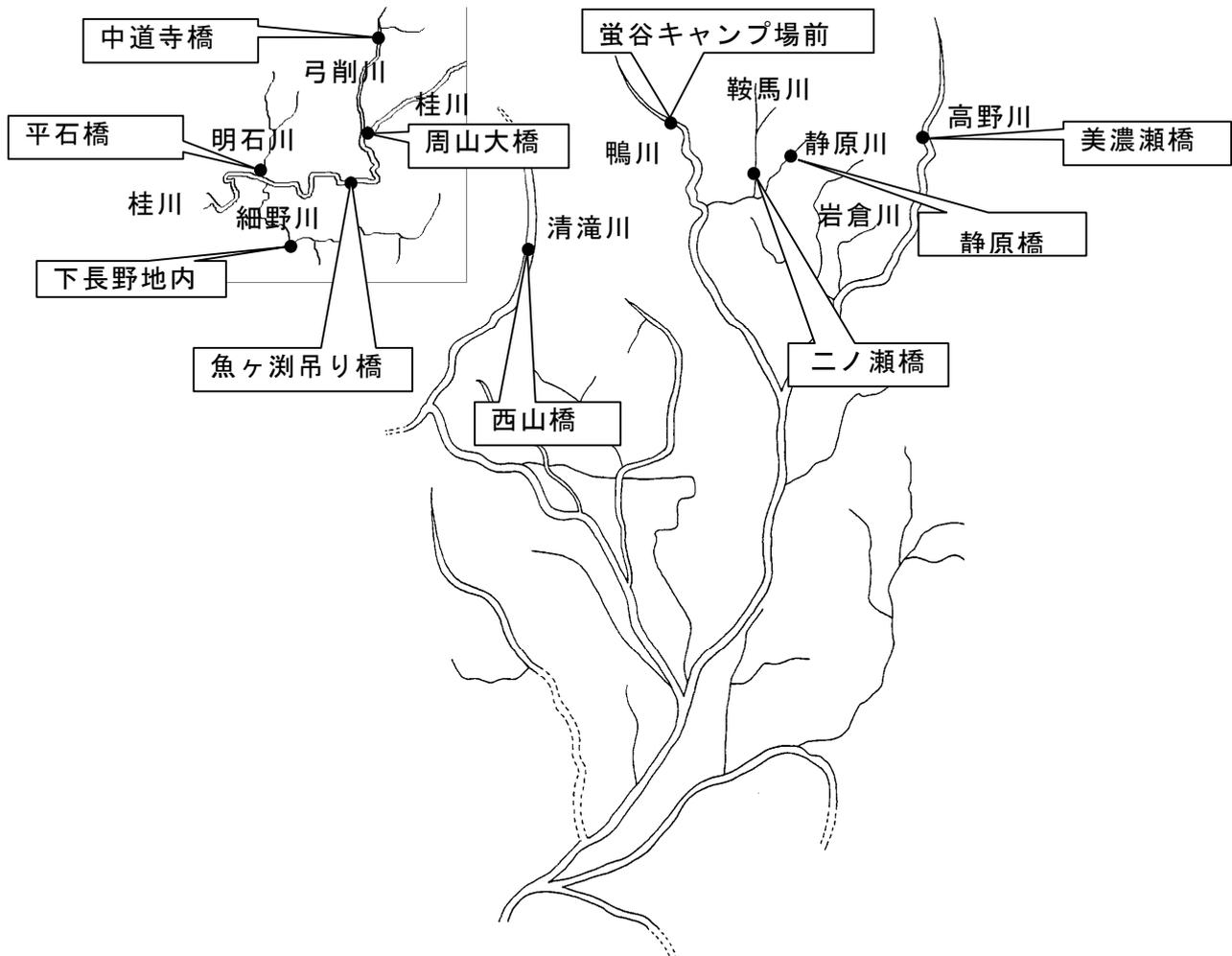
平成27年度のBODの年間平均値は、いずれの河川も0.5mg/L未満と、良好な水質であり、環境基準及び市保全基準の水域類型が当てはめられている水域について、全地点で環境基準及び市保全基準を達成していた(表2-6)。

表2-6 調査地点及びBOD年間平均値

河川名	調査地点名	BOD年間平均値 (mg/L)	環境基準		市保全基準	
			類型	評価	類型	評価
鴨川	蛍谷キャンプ場前(北区上賀茂)	<0.5	A	○	AA	○
鞍馬川	二ノ瀬橋(左京区鞍馬)	<0.5	—	—	—	—
静原川	静原橋(左京区静市)	<0.5	—	—	—	—
高野川	美濃瀬橋(左京区八瀬)	<0.5	AA	○	AA	○
清滝川	西山橋(北区中川)	<0.5	AA	○	AA	○
桂川	周山大橋(右京区京北)	<0.5	A	○	A	○
桂川	魚ヶ淵吊り橋(右京区京北)	<0.5	A	○	A	○
弓削川	中道寺橋(右京区京北)	<0.5	A	○	A	○
明石川	平石橋(右京区京北)	<0.5	—	—	—	—
細野川	下長野地内(右京区京北)	<0.5	—	—	—	—

注 評価については、「○」は年間平均値が水域類型における基準値を下回っていることを表している。環境基準値及び市保全基準値は、類型AAが1mg/L以下、類型Aが2mg/L以下である。「—」は、環境基準又は市保全基準の水域類型が当てはめられていないことを表している。

### (参考) 京都市 河川上流域水質測定地点



### (3) 河川水質の環境ホルモン調査結果

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）による汚染状況を把握するため、7河川11地点で、ノニルフェノール等4物質について調査を行っている。

平成27年度の調査結果は、全地点で全項目が検出されなかった。調査地点及び項目ごとの調査結果は、表2-7のとおりである。

表2-7 河川水質の環境ホルモン調査結果

単位：μg/L

調査項目	鴨 川				西高瀬川
	高 橋*	出町橋*	三条大橋	京川橋*	上河原橋
ノニルフェノール	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
4-t-オクチルフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ビスフェノールA	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
o, p'-DDT	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

調査項目	高野川		有栖川	天神川	小畑川	山科川
	三宅橋*	河合橋*	梅津新橋	西京極橋	東川原橋**	新六地藏
ノニルフェノール	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
4-t-オクチルフェノール	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ビスフェノールA	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
o, p'-DDT	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

\* ノニルフェノールについては、年4回測定を実施しており、表には年間平均値を示している。

\*\* ノニルフェノールについては、東川原橋下流の環境基準点である、京都市長岡京市境界点での測定結果を示している。

<参考> ノニルフェノールについては、環境基準の水域類型により0.6～2μg/Lの範囲で環境基準が設定されている。

4-t-オクチルフェノールについては、環境基準の水域類型により0.7～4μg/Lの範囲で指針値が設定されている。

ビスフェノールA及びo, p'-DDTについては、環境基準及び指針値は設定されていないが、環境省により魚類に対する試験結果から算定された予測無影響濃度（環境中の生物に対して有害な影響を及ぼさないと予想される濃度）は、ビスフェノールAでは24.7μg/L又は47μg/L（なお、国土交通省は、24.7μg/Lを採用している。）、o, p'-DDTでは0.0145μg/Lである。

#### (4) 地下水質常時監視結果

本市では、揮発性有機化合物、重金属、PCB等27項目について地下水質常時監視を行っている。

平成27年度の地下水質常時監視では、全体的な地下水質の概況を把握するために、京都市域の46地点において、4年間で全地点を調査する「概況調査」と、過去に汚染が確認された地点について継続的にその動向を把握するために実施している「継続監視調査」等を実施している。

平成27年度は、概況調査11地点、継続監視調査等37地点の合計48地点において、揮発性有機化合物12項目、重金属等8項目及びその他7項目の合計27の検査項目について常時監視を行った。

調査結果は表2-8、表2-9及び表2-10のとおりである。

##### ア 揮発性有機化合物に係る調査結果

表2-8のとおり、テトラクロロエチレンが41地点中36地点で、環境基準を達成し、その他の調査項目については、全地点で環境基準を達成していた。

表2-8 揮発性有機化合物に係る調査地点数及び結果

調査項目	概況調査	継続監視調査等	測定結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
ジクロロメタン	11	27	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	11	27	<0.0002 ~ 0.0003	0.002 以下
塩化ビニルモノマー	11	30	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	11	27	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	11	30	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	11	30	<0.004 ~ 0.009	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	11	27	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	11	27	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	11	30	<0.003 ~ 0.003	0.01 以下
テトラクロロエチレン	11(1)	30(4)	<0.001 ~ 0.11	0.01 以下
ベンゼン	11	27	<0.001	0.01 以下
1,4-ジオキサン	11	0	<0.005	0.05 以下

注 ( ) 内は環境基準非達成地点数

### イ 重金属等に係る調査結果

表 2-9 のとおり、砒素が 16 地点中 14 地点で環境基準を達成し、その他の調査項目については、全地点で環境基準を達成していた。

表 2-9 重金属等に係る調査地点数及び結果

調査項目	概況調査	継続監視調査等	測定結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
カドミウム	11	0	<0.0003	0.003 以下
全シアン	11	0	<0.1	検出されないこと
鉛	11	0	<0.005	0.01 以下
六価クロム	11	0	<0.02	0.05 以下
砒素	11	5(2)	<0.005 ~ 0.026	0.01 以下
総水銀	11	0	<0.0005	0.0005 以下
セレン	11	0	<0.002	0.01 以下
PCB	11	0	<0.0005	検出されないこと

注 ( ) 内は環境基準非達成地点数

### ウ その他の項目に係る調査結果

表 2-10 のとおり、全地点で環境基準を達成していた。

表 2-10 その他の項目に係る調査地点数及び結果

調査項目	概況調査	継続監視調査等	測定結果 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11	5	0.17 ~ 8.9	10 以下
ふっ素	11	1	<0.08 ~ 0.54	0.8 以下
ほう素	11	0	<0.1 ~ 0.1	1 以下
1,3-ジクロロプロペン	1	0	<0.0002	0.002 以下
チウラム	1	0	<0.0006	0.006 以下
シマジン	1	0	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	1	0	<0.002	0.02 以下

### (5) ゴルフ場使用農薬に係る水質調査結果

本市では、ゴルフ場で使用されている農薬の流出実態を把握するため、市内の公共用水域に排水が流出する3ゴルフ場全てを対象とし、排水口等5地点において、春期及び秋期の年2回、水質調査を行っている(表2-11)。

平成27年度は、それぞれのゴルフ場で使用された農薬合計67種類(殺虫剤16種類、殺菌剤33種類、除草剤16種類及び植物成長調整剤2種類)について調査を行った。

その結果、全地点において、使用された農薬は検出されなかった(表2-12)。

表2-11 調査地点

ゴルフ場	調査地点	流出河川
京都ゴルフ倶楽部 舟山コース	排水口	若狭川
京都ゴルフ倶楽部 上賀茂コース	明神川(ゴルフ場直下流)	明神川
	明神川(ゴルフ場直上流) (バックグラウンド)	
京都大原パブリックコース	南側排水口	高野川支流
	北側排水口	

表2-12 平成27年度 ゴルフ場排水調査 結果一覧表

農薬名		検出頻度 (注1)		検出範囲(注2) (mg/L)	指針値(注3) (mg/L)
		春期	秋期		
殺虫剤	アセフェート	*	0 / 2	—	0.063
	イミダクロプリド	0 / 3	0 / 2	—	1.5
	インドキサカルブ	*	0 / 3	—	0.13
	クロチアニジン	0 / 5	0 / 1	—	2.5
	クロラントラニリプロール	0 / 1	0 / 1	—	6.9
	チアメトキサム	*	0 / 1	—	0.47
	チオジカルブ	*	0 / 4	—	0.8
	ビフェントリン	*	0 / 5	—	0.26
	フェニトロチオン (MEP)	0 / 3	0 / 3	—	0.03
	フルベンジアミド	0 / 3	0 / 4	—	0.45
	ペルメトリン	*	0 / 2	—	1
	ベンスルタップ	0 / 1	*	—	0.9
	メトキシフェノジド	*	0 / 3	—	2.6
	シハロトリン	*	0 / 3	—	指針値なし
チアクロプリド	*	0 / 3	—		
ピリミホスメチル	*	0 / 3	—		
アゾキシストロピン	*	0 / 3	—		
殺菌剤	アミスルブロム	0 / 3	0 / 1	—	4.7
	アメトクトラジン	*	0 / 1	—	2
	イソプロチオラン	*	0 / 3	—	71
	イミノクタジン酢酸塩	*	0 / 1	—	2.6
	オキシシン銅 (有機銅)	0 / 2	*	—	イミノクタジンとして0.06
	クロロタロニル (TPN)	*	0 / 2	—	0.4
	シアゾファミド	*	0 / 3	—	0.4
	ジフェノコナゾール	*	0 / 3	—	4.5
	シプロコナゾール	*	0 / 1	—	0.3
	チウラム	*	0 / 2	—	0.3
	チオファネートメチル	0 / 5	*	—	0.2
	チフルザミド	0 / 2	*	—	3
	テトラコナゾール	*	0 / 3	—	0.5
	テブコナゾール	0 / 2	0 / 1	—	0.1
	バリダマイシン	*	0 / 1	—	0.77
	ヒドロキシイソキサゾール	0 / 2	0 / 1	—	12
	ピリベンカルブ	0 / 2	0 / 1	—	1
	フェリムゾン	*	0 / 1	—	1
	フラメトビル	*	0 / 2	—	0.5
	フルキサピロキサド	*	0 / 2	—	0.1
	フルジオキソニル	*	0 / 1	—	0.55
	フルトラニル	*	0 / 3	—	8.7
	ベノミル	*	0 / 2	—	2.3
	ペンシクロン	0 / 2	0 / 1	—	0.2
	ペンチオピラド	0 / 1	*	—	1.4
	ボスカリド	*	0 / 3	—	2
	ホセチル	*	0 / 1	—	1.1
	ミクロブタニル	*	0 / 1	—	23
	メタラキシルM	*	0 / 1	—	0.63
	メトコナゾール	*	0 / 2	—	0.58
ジラム	0 / 1	0 / 2	—	1	
プロピネブ	0 / 2	0 / 3	—	指針値なし	
除草剤	アシュラム	0 / 5	0 / 3	—	2
	カフェンストロール	0 / 5	0 / 2	—	0.07
	キノクラミン (ACN)	0 / 3	*	—	0.055
	クロリムロンエチル	0 / 2	*	—	2
	ジカンバ (MDBA)	0 / 3	0 / 3	—	ジカンバ又はMDBAとして9.3
	シクロスルファミロン	0 / 3	0 / 2	—	0.8
	トリアジフラム	0 / 2	*	—	0.23
	ハロスルフロメチル	0 / 4	0 / 2	—	2.6
	プロジアミン	0 / 2	*	—	1.7
	プロピザミド	0 / 2	*	—	0.5
	ホラムスルフロロン	0 / 2	*	—	13
	メコプロップ (MCP P)	0 / 1	0 / 1	—	メコプロップ又はMCP Pとして0.47
	2, 4-フェノキシ酢酸 (2, 4-P A)	0 / 1	0 / 1	—	指針値なし
	グリホサート	*	0 / 1	—	
トリフロキシスルフロロン	*	0 / 1	—		
ビスピリバック	*	0 / 2	—		
植物成長調整剤	トリネキサパックエチル	0 / 3	0 / 3	—	0.15
	フルルプリミドール	*	0 / 3	—	0.39

注 検出頻度：検出地点数/調査地点数、「\*」は未使用のため調査対象外であることを示す。

「—」は検出されなかったことを示す。

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(環境省, 最終改正 平成25年6月18日) による指針値。

### 3 ダイオキシン類に係る環境調査結果について

#### (1) ダイオキシン類に係る一般環境調査結果

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、大気、河川水質、河川底質、地下水及び土壌について常時監視を行っている。

調査結果は、表3-1、表3-2、表3-3、表3-4及び表3-5のとおりである。

#### ア 大気に係る一般環境調査結果

平成27年度は市内9地点において、年4回、大気に係る調査を行った。

その結果、全地点で環境基準を達成していた(表3-1)。

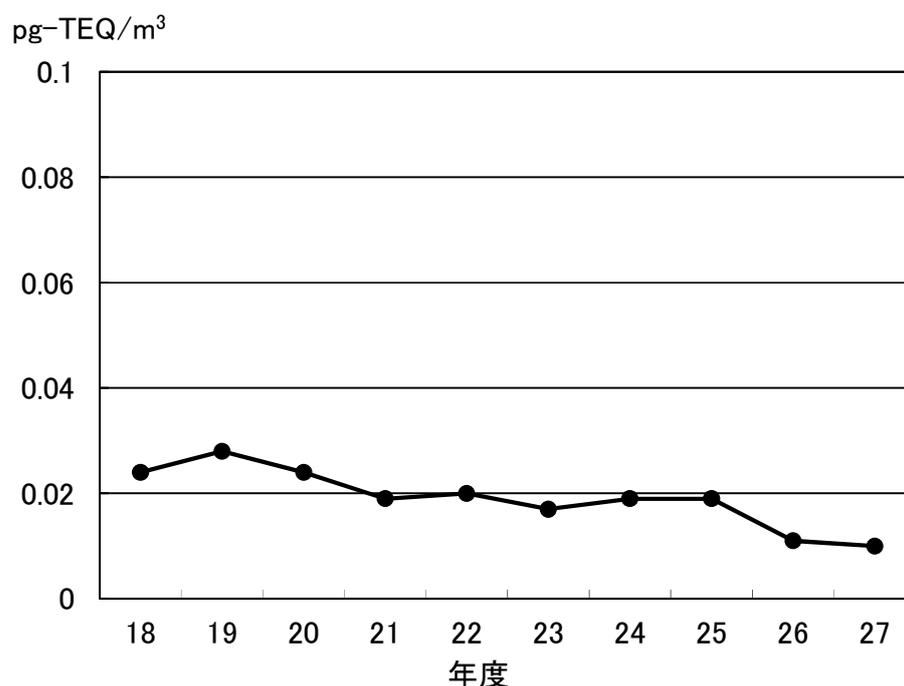
年平均値の経年変化については、図3-1に示すとおり、減少又はほぼ横ばいで推移している。

表3-1 大気に係る調査結果

No.	地点名	春 期	夏 期	秋 期	冬 期	平 均	環境基準
1	左京区役所	0.0055	0.0093	0.013	0.0066	0.0086	0.6
2	京都市役所	0.0062	0.0084	0.0076	0.011	0.0083	
3	山科区役所	0.0073	0.0092	0.0094	0.012	0.0095	
4	生活環境美化センター	0.0083	0.015	0.013	0.017	0.013	
5	宇多野小学校	0.0078	0.0078	0.0055	0.0096	0.0077	
6	西京保健センター	0.0056	0.012	0.0056	0.0066	0.0075	
7	池田小学校	0.0085	0.014	0.0086	0.022	0.013	
8	伏見区役所	0.0067	0.013	0.0092	0.014	0.011	
9	神川小学校	0.0080	0.011	0.0095	0.016	0.011	
全地点平均値		0.0071	0.011	0.0090	0.013	0.010	

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

図3-1 ダイオキシン類大気調査結果の経年変化(年間平均値)



### イ 河川水質に係る一般環境調査結果

平成27年度は市内13地点において年2回、河川水質に係る調査を行った。

その結果、全地点で環境基準を達成していた（表3-2）。

年平均値の経年変化については、図3-2に示すとおり、ほぼ横ばいで推移している。

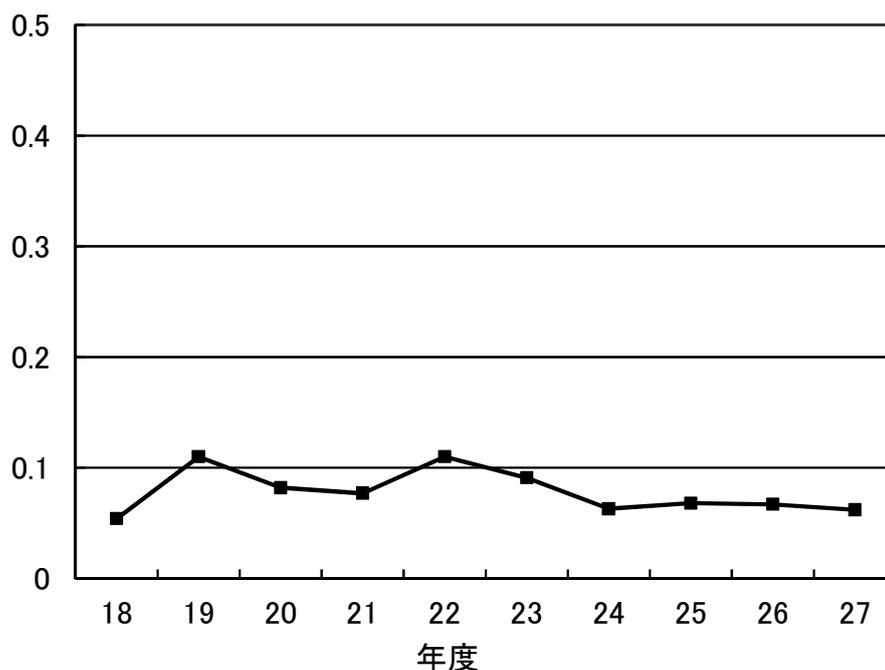
表3-2 河川水質に係る調査結果

単位：pg-TEQ/L

No.	地点名	夏期	冬期	平均	環境基準
1	高橋 (鴨川)	0.032	0.021	0.027	1
2	出町橋 (鴨川)	0.051	0.024	0.038	
3	三条大橋 (鴨川)	0.082	0.037	0.060	
4	京川橋 (鴨川)	0.076	0.035	0.056	
5	上河原橋 (西高瀬川)	0.11	0.11	0.11	
6	三宅橋 (高野川)	0.029	0.021	0.025	
7	河合橋 (高野川)	0.028	0.028	0.028	
8	寺田橋 (弓削川)	0.053	0.022	0.038	
9	梅津新橋 (有栖川)	0.22	0.31	0.27	
10	西京極橋 (天神川)	0.034	0.070	0.052	
11	落合橋 (清滝川)	0.021	0.021	0.021	
12	京都市長岡京市境界点 (小畑川)	0.064	0.022	0.043	
13	新六地藏橋 (山科川)	0.034	0.030	0.032	
全地点平均値		0.064	0.058	0.062	

図3-2 ダイオキシン類河川水質調査結果の経年変化（年間平均値）

pg-TEQ/L



### ウ 河川底質に係る一般環境調査結果

平成27年度は市内13地点で、年1回、河川底質に係る調査を行った。

その結果、全地点で環境基準を達成していた（表3-3）。

年平均値の経年変化については、図3-3に示すとおり、ほぼ横ばいで推移している。

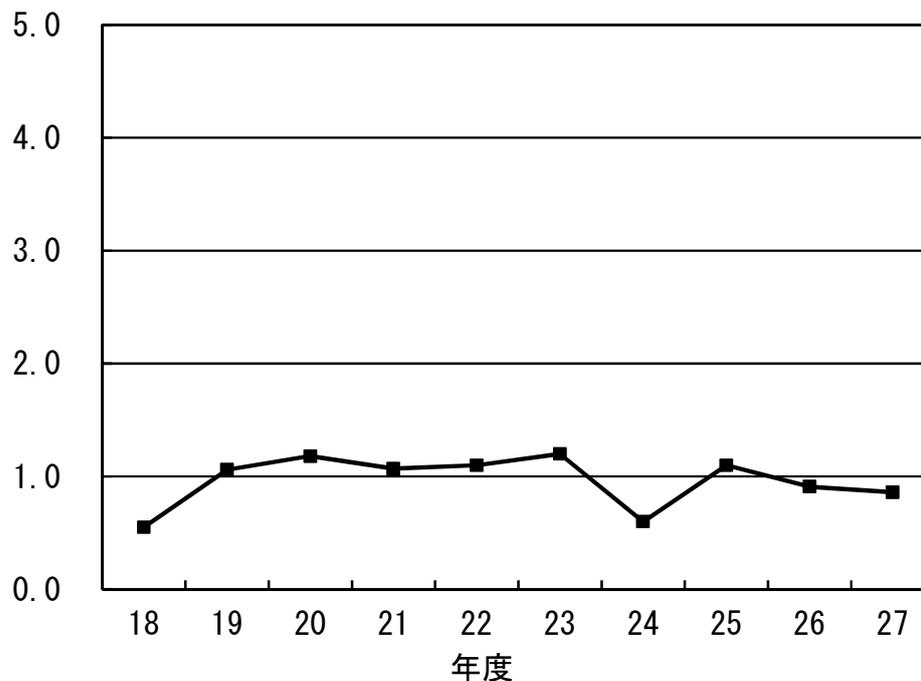
表3-3 河川底質に係る調査結果

単位：pg-TEQ/g

No.	地点名	試料採取日	測定結果	環境基準
1	高橋 (鴨川)	H27.6.23	0.62	150
2	出町橋 (鴨川)	H27.6.23	3.4	
3	三条大橋 (鴨川)	H27.6.24	0.23	
4	京川橋 (鴨川)	H27.6.24	0.80	
5	上河原橋 (西高瀬川)	H27.6.24	1.9	
6	三宅橋 (高野川)	H27.6.23	0.12	
7	河合橋 (高野川)	H27.6.23	0.27	
8	寺田橋 (弓削川)	H27.6.23	0.36	
9	梅津新橋 (有栖川)	H27.6.23	1.1	
10	西京極橋 (天神川)	H27.6.24	0.43	
11	落合橋 (清滝川)	H27.6.23	0.21	
12	京都市長岡京市境界点 (小畑川)	H27.6.24	0.82	
13	新六地藏橋 (山科川)	H27.6.24	0.90	
全地点平均値			0.86	

図3-3 ダイオキシン類河川底質調査結果の経年変化（年間平均値）

pg-TEQ/g



## エ 地下水に係る一般環境調査結果

平成27年度は市内9地点で地下水に係る調査を行った。  
その結果、全地点で環境基準を達成していた（表3-4）。

表3-4 地下水に係る調査結果

単位：pg-TEQ/L

No.	地点名	行政区	試料採取日	測定結果	環境基準
1	井戸1	北	H27.11.17	0.021	1
2	井戸2	左京	H27.11.17	0.020	
3	井戸3	中京	H27.11.18	0.021	
4	井戸4	山科	H27.11.17	0.033	
5	井戸5	右京	H27.11.17	0.022	
6	井戸6	右京	H27.11.18	0.021	
7	井戸7	西京	H27.11.18	0.026	
8	井戸8	伏見	H27.11.17	0.022	
9	井戸9	伏見	H27.11.18	0.020	
全地点平均値				0.023	

## オ 土壌に係る一般環境調査結果

平成27年度は市内15地点で土壌に係る調査を行った。  
その結果、全地点で環境基準を達成していた（表3-5）。

表3-5 土壌に係る調査結果

単位：pg-TEQ/g

No.	地点名	行政区	試料採取日	測定結果	環境基準
1	衣笠南道公園	北	H27.10.7	0.052	1,000
2	大宮西野山公園	北	H27.10.7	1.6	
3	一乗寺公園	左京	H27.10.7	0.31	
4	高原公園	左京	H27.10.7	0.14	
5	壬生公園	中京	H27.10.6	3.4	
6	柴山東公園	山科	H27.10.6	3.2	
7	大宅御所田公園	山科	H27.10.6	1.7	
8	修徳公園	下京	H27.10.7	0.61	
9	八条公園	南	H27.10.7	2.9	
10	東大丸公園	右京	H27.10.6	4.1	
11	太秦安井公園	右京	H27.10.7	0.10	
12	下津林中島公園	西京	H27.10.6	0.37	
13	松園公園	西京	H27.10.6	2.9	
14	醍醐南第一公園	伏見	H27.10.6	0.53	
15	紅雪公園	伏見	H27.10.6	0.77	
全地点平均値				1.5	

## (2) ダイオキシン類に係る上水道調査結果

原水及び水道水の調査を取水口及び浄水場内給水栓で行った結果、全地点で水道法に定める水道水の目標値を達成していた（表3-6）。

表3-6 ダイオキシン類に係る上水道調査結果

地点名		採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	目標値 (pg-TEQ/L)
原水	第二疎水取水口	H27.12.21	0.037	-
	宇治川取水口	H27.12.14	0.013	
水道水	蹴上浄水場	H27.12.21 ～H27.12.22	0.00062	1

## (3) ダイオキシン類発生源に係る調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法及び京都市ダイオキシン類対策推進計画に基づき実施した平成27年度発生源調査（行政検査を含む）及び廃棄物焼却施設等の設置者による自主測定結果等については、以下のとおりである。

### ア 市が管理する焼却施設等に係る調査結果

市が管理する焼却施設等に係る調査結果は、表3-7、表3-8、表3-9、表3-10、表3-11及び表3-12のとおりであり、いずれの施設においても、排出基準等に適合していた。

#### (ア) クリーンセンター

表3-7 各クリーンセンター焼却施設等に係る調査結果

クリーンセンター名	排出ガス			ばいじん等				処理基準 (ng-TEQ/g)	
	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	ばいじん		焼却灰			
				採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)		
東北部	1号炉	H28.3.3	0.0000035	0.1	H28.2.15	(0.28)	H28.2.15	0.0026	3
	2号炉	H28.3.2	0.0020						
北部	1号炉	H28.3.24	0.00000080		H28.2.15	0.30	H28.2.15	0.0025	
	2号炉	H28.3.15	0.0000021						
南部	1号炉	H28.2.24	0.00030	1	H28.2.17	(0.42)	H28.2.17	0.000060	
	2号炉	H28.3.10	0.0046						

※（ ）内は、ダイオキシン類対策特別措置法施行時に既に設置され、又は設置の工事がされていた施設から排出されるばいじんであり、環境省令で定める方法で処理しているため処理基準は適用外である。

表3-8 各クリーンセンター放流水に係る調査結果

クリーンセンター名	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
東北部	H28.2.15	0.15	10
北部	H28.2.15	0.00025	
南部	H28.2.17	0.020	

(イ) 水環境保全センター

表 3-9 鳥羽水環境保全センター汚泥焼却施設に係る調査結果

施設名	排出ガス			焼却灰		
	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	処理基準 (ng-TEQ/g)
階段炉	H27. 7. 30	0.00000075	5	H27. 7. 30	0	3
流動炉	1号炉	H27. 7. 22	0	H27. 7. 9	0	
	2号炉	H27. 7. 16	0	H27. 7. 16	0	

表 3-10 各水環境保全センター放流水に係る調査結果

水環境保全センター名		採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
鳥羽	西高瀬川放流水	H27. 8. 26	0.00091	10
	桂川放流水 1	H27. 8. 26	0.012	
	桂川放流水 2	H27. 8. 26	0.0036	
伏見	宇治川放流水	H27. 8. 26	0.00043	
石田	山科川放流水	H27. 8. 26	0.00094	

(ウ) その他市が管理する焼却施設

表 3-11 その他市が管理する焼却施設に係る調査結果

施設名	排出ガス			ばいじん等					
	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	ばいじん		焼却灰		処理基準 (ng-TEQ/g)	
				採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)		
中央畜場動物炉	1号炉	H27. 6. 12	0.010	5	H27. 6. 15	1.2	H27. 6. 15	0.00021	3
	2号炉	H27. 12. 9	0.00056		H27. 12. 11	1.6	H27. 12. 11	0	

(エ) 最終処分場

表 3-12 最終処分場に係る調査結果

施設名	放流水			地下水			
	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	井戸	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
東部山間埋立処分地	H28. 2. 18	0.040	10	井戸1	H28. 1. 21	0.056	1
				井戸2	H28. 2. 1	0.034	
水垂埋立処分地	H27. 12. 24	0.029		井戸1	H27. 12. 24	0.076	
				井戸2	H27. 12. 24	0.045	
				井戸3	H27. 12. 24	0.033	

## イ 民間事業者が所有する焼却施設等に係る行政検査結果

民間事業者が所有する焼却施設等に係る調査結果は、表3-13及び表3-14のとおりであり、いずれの施設においても、排出基準等に適合していた。

表3-13 廃棄物処理法に基づく許可施設※に係る行政検査結果

事業場 整理番号	施設 整理番号	名称	行政区	焼却能力 (kg/h)	排出ガス		
					試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	維持管理基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
1	1	京都大学医学部附属病院（1号焼却炉）	左京区	300	H27.12.4	0.036	10
2	2	㈱京都環境保全公社	伏見区	4167	H28.3.14	0.077	1
3	3	光アスコン㈱クリーンセンター（1号焼却炉）	伏見区	1000	H28.1.8	0.0017	5
	4	光アスコン㈱クリーンセンター（2号焼却炉）	伏見区	1000	H28.1.8	0.015	5

※産業廃棄物の焼却施設であって、1時間あたりの焼却能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のもの等。廃棄物処理法に基づく許可施設は、平成28年3月末現在上記3事業場である。

表3-14 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設※に係る行政検査結果

事業場 整理番号	施設 整理番号	名称	行政区	焼却能力 (kg/h)	排出ガス		
					試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
1	1	京都ゴルフ倶楽部上賀茂コース	北区	140	H28.1.22	0.0031	10
2	2	京都工芸繊維大学	左京区	60	H28.1.29	0.0019	10
3	3	交洋ファインケミカル㈱	南区	40	H28.1.12	0.076	10
4	4	三菱自動車工業㈱パワートレイン製作所(5号)	右京区	-	H28.1.28	0.0094	5
	5	三菱自動車工業㈱パワートレイン製作所(9号)	右京区	-	H28.1.28	0.019	5
	6	三菱自動車工業㈱パワートレイン製作所(11号)	右京区	-	H28.1.27	0	5
	7	三菱自動車工業㈱パワートレイン製作所(13号)	右京区	-	H28.1.27	0.0021	5
5	8	㈱萩原工務店	伏見区	182	H28.2.3	0.035	5

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気基準適用施設、ただし休止等の報告対象外施設を除く、平成28年3月末現在31施設）のうち、廃棄物処理法に基づく許可施設及び本市関連施設を除く施設（平成28年3月末現在13施設）について、おおむね2年に1回の頻度で行政検査を行っている。

## ウ 大岩街道周辺地域における調査結果

過去にダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設等が多く見られた大岩街道周辺地域において大気及び土壌について1地点ずつ調査を行った結果は、表3-15及び表3-16のとおりであり、環境基準を達成していた。

表3-15 大気に係る調査結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

No.	地点名	春期	夏期	秋期	冬期	平均	環境基準
1	大岩街道周辺地域	0.012	0.0096	0.010	0.017	0.012	0.6

表3-16 土壌に係る調査結果

単位：pg-TEQ/g

No.	地点名	行政区	試料採取日	測定結果	環境基準
1	京都市監視事務所跡地	伏見	H27.10.6	10	1,000

## エ 設置者による自主測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設の設置者は、対象施設ごとに、排出ガス、排出水等のダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市へ報告することが義務付けられている。施設設置者が行った自主測定結果は、表3-17、表3-18及び表3-19のとおりである。

### (ア) 大気基準適用施設（表3-17、表3-18）

#### a 報告対象施設数

31施設

※ 大気基準適用施設である65施設（40事業場）のうち、休止等の34施設を除いた施設

#### b 排出ガスの測定結果

31施設から報告があり、測定結果は31施設全てで排出基準に適合していた。

### (イ) 廃棄物焼却施設（表3-17）

#### a 報告対象施設数

##### (a) ばいじん

19施設

※ 廃棄物焼却施設である56施設（39事業場）のうち、排水処理施設で汚泥として回収している等の理由でばいじんを排出しない5施設及び休止等の32施設を除いた施設

##### (b) 焼却灰

22施設

※ 廃棄物焼却施設である56施設（39事業場）のうち、有機溶剤のみを焼却する等の理由で焼却灰を排出しない2施設及び休止等の32施設を除いた施設

#### b ばいじん及び焼却灰の測定結果

##### (a) ばいじん

19施設から報告があり、処理基準が適用される11施設のうち10施設が処理基準に適合していた。残り8施設は法施行前に設置され、又は設置の工事がされていた施設等であり、処理基準適用除外施設である。

なお、処理基準は、ばいじんを埋立等の処理をする際の基準であり、発生時点で処理基準を上回っても直ちに法に違反するものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく以下のいずれかの方法で処理することとされており、ばいじんが処理基準を上回っている1施設については、適正に処理した上で処分されることを確認している。

- ① 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として処理を委託する。
- ② 薬剤処理等環境大臣が定める方法により自社内で処理を行い、一般廃棄物又は産業廃棄物として処理を委託する。

##### (b) 焼却灰

22施設から報告があり、測定結果は22施設とも処理基準に適合していた。

(ウ) 水質基準適応施設（下水道終末処理施設）（表 3 - 1 9）

a 報告対象施設数

3 施設

※ 排水水を公共用水域に排出している 3 施設（3 事業場）

b 排水水の測定結果

3 施設から報告があり，測定結果は全施設とも排水基準に適合していた。

表3-17 大気基準適用施設に係る測定結果（廃棄物焼却施設に係る排出ガス、ばいじん及び焼却灰）

事業場 整理番号	施設 整理番号	名称	所在地	施設 番号	焼却能力 (t/h)	排出ガス			ばいじん等			処理基準 (ng-TEQ/g)	
						採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取年月日		測定結果 (ng-TEQ/g)
1	1	京都ゴルフ倶楽部（上賀茂コース）	北区上賀茂本山		2未満	H28.2.26	0.15	10	H28.2.29	0.068	H28.2.29	0.0045	
	2	京都市東北部クリーンセンター	左京区藤市市原町1339	1	4以上	H28.3.3	0.0000035	0.1	H28.2.15	(0.28)	H28.2.15	0.0026	
	3			2	4以上	H28.3.2	0.0020	0.1	H28.2.15	(0.28)	H28.2.15	0.0026	
3	4	京都工芸繊維大学	左京区松ヶ崎御所海道町		2未満	H27.10.15	0.043	10	-	-	-	-	
	5	京都大学医学部附属病院	左京区聖護院川原町54	1	2未満	H27.9.4	0.11	10	H27.11.6	(2.1)	H27.11.6	0.019	
	6			2	2未満	H27.10.2	0.099	10	H27.11.13	(1.4)	H27.11.13	0.054	
5	7	三洋化成工業㈱京都工場	東山区本町11-721		2未満	H28.3.17	2.4	5	H28.3.25	0.96	H28.3.18	0.64	
	8	京都市中央斎場（第2別館）	山科区上山花山旭山町19-3	1	2未満	H27.6.12	0.010	5	H27.6.15	1.2	H27.6.15	0.00021	
	9			2	2未満	H27.12.9	0.00056	5	H27.12.11	1.6	H27.12.11	0	
7	10	交洋ファインケミカル㈱	南区吉祥院石原上川原町37		2未満	H27.11.11	2.1	10	H27.11.11	3.2	H27.11.11	0.27	
	11	京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター	南区上鳥羽塔ノ森橋ノ木1	8	2以上4未満	H27.7.30	0.00000075	5	-	-	H27.7.30	0	
	12			9	2以上4未満	H27.7.30	0.00000075	5	-	-	H27.7.30	0	
13	38			4以上	H27.7.22	0	0.1	-	-	H27.7.9	0		
9	14	京都市北部クリーンセンター	右京区梅ヶ畑高鼻町27	39	4以上	H27.7.16	0	0.1	-	-	H27.7.16	0	
	15			1	4以上	H28.3.24	0.00000080	0.1	H28.2.15	0.30	H28.2.15	0.0025	
	16			2	4以上	H28.3.15	0.0000021	0.1	H28.2.15	0.30	H28.2.15	0.0025	
10	17	京北プレカット㈱	右京区京北鳥居町昇尾8-2		2未満	H27.10.1	0	5	H27.10.2	0.10	H27.10.2	0	
	11	光アスコン㈱クリーンセンター	伏見区横大路千両松町33	新1	2未満	H27.9.16	0.034	5	H28.1.28	0.31	H28.1.28	1.2	
				新2	2未満	H27.9.16	0.025	5	H28.1.28	0.20	H28.1.28	1.2	
12	20	京都市南部クリーンセンター	伏見区横大路八反田29	1-1	4以上	H28.2.24	0.00030	1	H28.2.17	(0.42)	H28.2.17	0.000060	
	21			1-2	4以上	H28.3.10	0.0046	1	H28.2.17	(0.42)	H28.2.17	0.000060	
	22			1	4以上	H27.11.10	0.19	1	H27.11.10	(1.3)	H27.11.10	0.19	
13	23	㈱京都環境保全公社	伏見区横大路千両松町126	2	2未満	H27.11.10	0.19	1	H27.11.10	(1.3)	-	-	
	24			1	2未満	H28.2.10	0.060	5	H28.2.10	0	H28.2.10	0	

注1 「-」が記してあるものは、適用外であることを示す。

注2 ( )内は、ダイオキシン類対策特別措置法施行時に既に設置され、又は設置の工事が行われていた施設から排出されるばいじんであり、環境省令で定められた方法で処理しているため処理基準は適用外である。

表3-18 大気基準適用施設に係る測定結果（アルミニウム溶解炉、同乾燥炉に係る排出ガス）

事業場 整理番号	施設 整理番号	名 称	所 在 地	施設番号	特定施設の種別	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
1	1	三菱自動車工業㈱ パワートレイン製作所	右京区太秦異町1	5	アルミ溶解炉	H27.4.7	0.010	5
	2					H27.4.15	0.00046	
	3					H27.5.21	0.0087	
	4					H27.5.13	0.00019	
	5					H27.6.23	0.00059	
	6					H27.10.7	0.00019	
	7					H27.10.13	0.00021	
1	1	三菱自動車工業㈱ パワートレイン製作所	右京区太秦異町1	11	アルミ溶解炉	H27.11.20	0.13	5
	2					H27.11.10	0.18	
	3					H27.5.27	0.029	
	4					H27.11.18	0.033	
	5					H27.12.22	0.00033	
	6					H27.4.22	0.0032	
	7					H27.4.23	0.000037	
1	1	三菱自動車工業㈱ パワートレイン製作所	右京区太秦異町1	13	アルミ乾燥炉	H27.11.18	0.033	1
	2					H27.12.22	0.00033	
1	1	三菱自動車工業㈱ パワートレイン製作所	右京区太秦異町1	16	アルミ溶解炉	H27.4.22	0.0032	1
	2					H27.4.23	0.000037	
1	1	三菱自動車工業㈱ パワートレイン製作所	右京区太秦異町1	17	アルミ溶解炉	H27.10.28	0.00072	1
	2					H27.11.25	0.000027	

表3-19 水質基準適用事業場の排水水測定結果

事業場 整理番号	名 称	所 在 地	特定施設の種別	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	備考
1	京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター	南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1	下水道終末処理施設	H27.8.26	0.00091	10	西高瀬川放流水
				H27.8.26	0.012		桂川放流水
				H27.8.26	0.0036		桂川放流水
2	京都市上下水道局下水道部 伏見水環境保全センター	伏見区横大路千両松町255	下水道終末処理施設	H27.8.26	0.00043	10	宇治川放流水
				H27.8.26	0.00094		山科川放流水

## 4 自動車騒音に係る調査結果について

本市では、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の常時監視を行っている。

自動車騒音の測定に当たっては、平成23年度からの5年間で、市内の主要道路を一定区間ごとに区切った評価区間の全てを評価できるように測定地点を選定している。

また、環境基準の達成状況の評価は、評価区間ごとに道路端から50mの範囲内にある住居等を対象として、環境基準を達成している住居の戸数及びその割合等を把握することにより行っている。

環境基準の達成率＝環境基準達成の住居等戸数／評価区間内の住居等戸数×100(%)

\* 各割合の合計は、端数処理の関係で100%にならない。

平成27年度の調査結果は以下のとおりである。

### (1) 環境基準の達成状況

市内の国道、府道及び市道の主要道路35地点で騒音調査を実施し、その調査結果に基づき76評価区間について環境基準の達成状況を把握した。

評価区間内の住居等の戸数36,848戸のうち、昼夜間共に環境基準を達成していた戸数は33,867戸で、全体の91.9%であり、1,529戸(4.1%)で昼夜間共に環境基準を達成していなかった(図4-1)。

なお、昼間とは午前6時から午後10時までのことを指し、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までのことを指す。

図4-1 環境基準達成状況



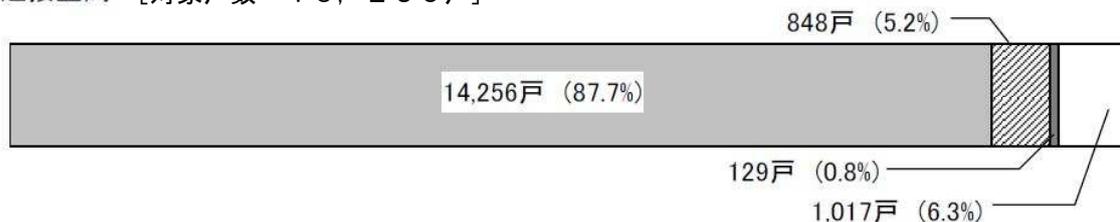
### (2) 地域区分別の状況

地域区分別の環境基準の達成状況は図4-2のとおり、幹線道路に面する近接空間<sup>※1</sup>では、16,250戸のうち、14,256戸(87.7%)で昼夜間共に環境基準を達成しており、1,017戸(6.3%)で昼夜間共に環境基準を達成していなかった。

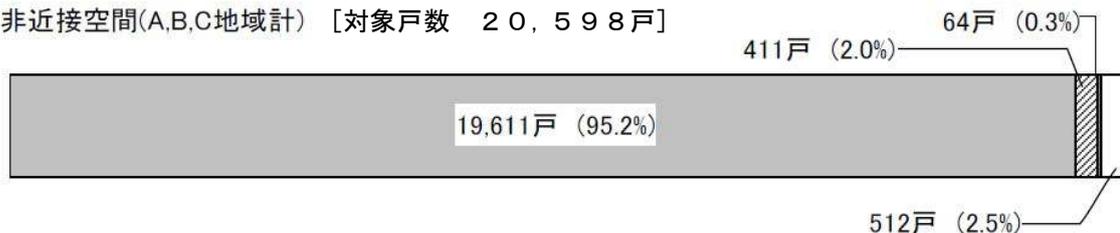
近接空間以外(非近接空間)では、A地域<sup>※2</sup>では6,356戸のうち5,632戸(88.6%)、B地域<sup>※3</sup>及びC地域<sup>※4</sup>では、14,242戸のうち13,979戸(98.2%)で昼夜間共に環境基準を達成していた。非近接空間全体では、20,598戸のうち19,611戸(95.2%)で昼夜間共に環境基準を達成していた。

図4-2 地域区分別の環境基準達成状況

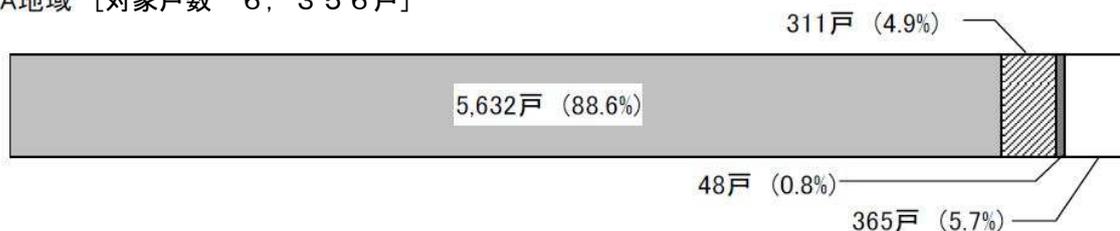
近接空間 [対象戸数 16,250戸]



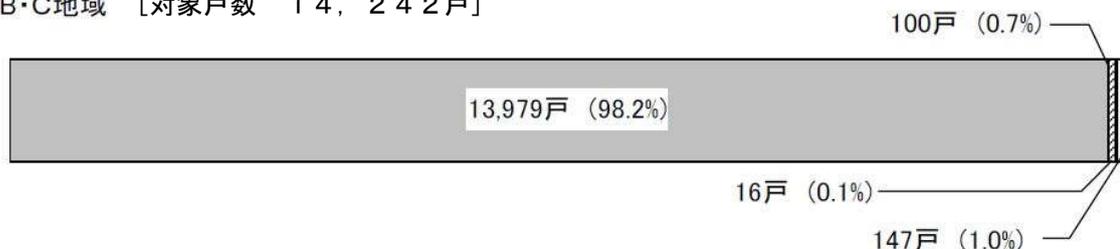
非近接空間(A,B,C地域計) [対象戸数 20,598戸]



A地域 [対象戸数 6,356戸]



B・C地域 [対象戸数 14,242戸]



凡例			
	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下
	夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過

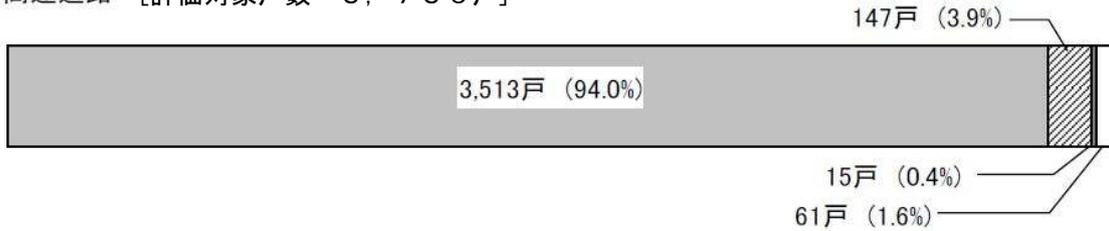
- ※1 近接空間とは幹線交通を担う道路に近接する空間で、以下の範囲を指す。
  - ・ 2車線以下の道路の場合は道路端から15mの範囲
  - ・ 2車線を超える道路の場合は道路端から20mの範囲
- ※2 A地域(専ら住居の用に供される地域)とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を指す。
- ※3 B地域(主として住居の用に供される地域)とは、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域を指す。
- ※4 C地域(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を指す。

### (3) 道路種類別の状況

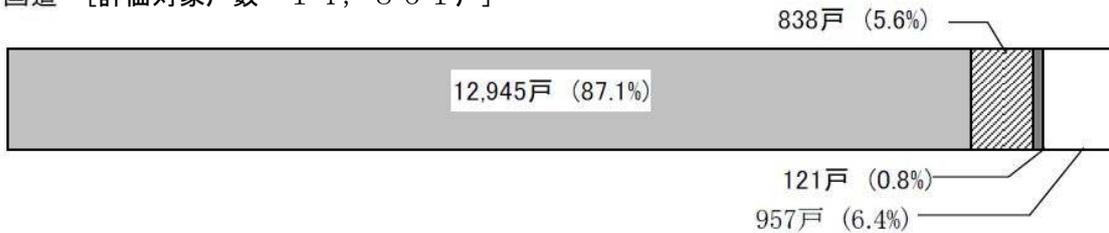
道路種類別の環境基準の達成状況は、図4-3のとおり高速道路では3,736戸のうち3,513戸(94.0%)、国道では14,861戸のうち12,945戸(87.1%)、府道では11,101戸のうち10,390戸(93.6%)、市道では7,150戸のうち7,019戸(98.2%)で昼夜間共に環境基準を達成していた。

図4-3 道路の種類別の環境基準達成状況

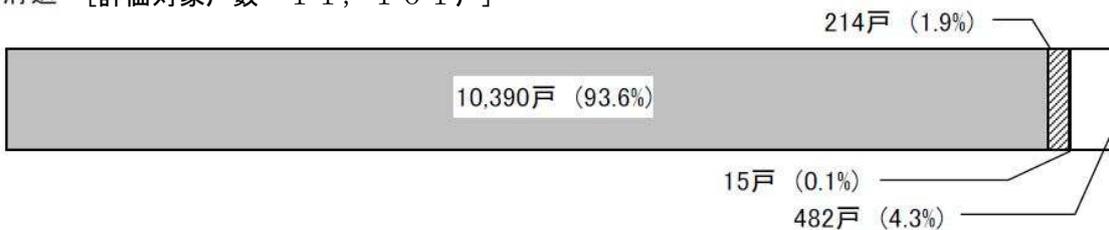
高速道路 [評価対象戸数 3,736戸]



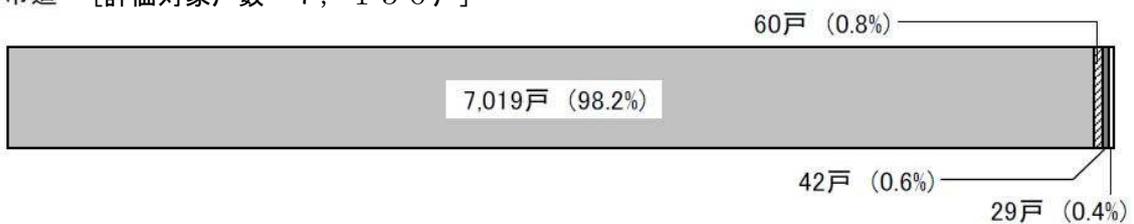
国道 [評価対象戸数 14,861戸]



府道 [評価対象戸数 11,101戸]



市道 [評価対象戸数 7,150戸]



(参考) 自動車騒音に係る環境基準

○ 道路に面する地域

地 域 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

○ 幹線交通を担う道路に近接する空間

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 dB以下	65 dB以下

注 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。